

令和2年5月15日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

分散登校時の自主登校教室について（お知らせ）

学校の再開について（お知らせ）のとおり、春日井市においては5月21日より、段階的な学校再開が始まります。その中で、5月21日～6月5日までは分散登校となり、子どもたちの登校は、概ね各校半数程度となります。

この分散登校期間、登校日に指定されない共働きの家庭などの留守家庭における小学生の居場所を確保するため、小学校に設置している「自主登校教室」については、次のように変更し実施いたします。

しかしながら、5月21日以降の分散登校中は、1教室当たりの子どもたちが約半数になるだけであり、全クラスで学級活動や授業を行うため、「自主登校教室担当教員」、「教室」に余裕がない状況です。自主登校教室での感染拡大防止のため、保護者が休めない場合に限っての利用等、極力控えるようご協力お願い致します。

なお、自主登校教室の日時が変更となるため、既に利用申し込みを提出している方も含め、5月21日以降の自主登校教室を利用希望される方は、申請書の提出をお願い致します。

記

1 期 間 ~~4月8日（水）～5月29日（金）（平日のみ）~~
5月21日（木）～6月5日（金）（平日のみ）

2 時 間 ~~8時00分～14時00分~~
8時00分～11時30分

3 条 件

- 3密防止の観点から、医療従事者のご家庭などで、登校日でなく、日中を小学生だけで過ごさなければならない状況にあること。
- お子さんに健康上問題がなく、熱が37.0度未満であること。
- 保護者の方がお子さんを8時30分までに送り、11時30分までに迎えに来ることができること。
ただし、「子どもの家」「放課後なかよし教室」の利用もできます。
- ※ 自家用車による送迎については、学校の指示に従ってください。
- ※ 安全配慮のため、途中登校、下校させることはできません。
- お子さんが体調不良になった場合、速やかに迎えに来ることができること。
- 終日マスクを付けて過ごすこと。

4 利用方法

- ① 学校のホームページから申請書・同意書をダウンロードする。

② 利用人数を事前に把握する必要があるため、**5月22日（金）までに**、申請書・同意書を提出してください。（同意書は、既に提出した人は必要ありません）

※ ホームページからダウンロードできない方は、学校に用意してありますので、学校でご記入してください。

※ 既にご利用の方も、利用日を確認するため、再度、申請書を提出してください。

※ 一部の学校では、学校のホームページで事前申込ができます。

5 過ごし方

1 教室に20人程度（申込状況により多少前後します）で、持参した課題に取り組んだり、持参した本を読んだりする。自主学習に必要な物は、各自で準備すること。

※ 登校しない児童との公平性を保つため、学習指導は行いません。

※ 自習することができない等、自主登校教室の運営に支障をきたす場合は、受入れをお断りすることもあります。

6 「子どもの家」利用者について

「子どもの家」の利用者は、**11時30分からは「子どもの家」**で預かります。「自主登校教室」の申請書の帰宅先は「子どもの家」に○をつけてください。

7 「放課後なかよし教室」利用者について

「放課後なかよし教室」の利用者は、**11時30分からは「放課後なかよし教室」**で預かります。「自主登校教室」の申請書の帰宅先は「なかよし教室」に○をつけてください。また、利用される場合は、参加バッジをつけてきてください。

※給食のない自主登校教室設置期間に、放課後なかよし教室のみを利用することは、ご遠慮ください。

8 「登校日」の対応について

「登校日」の対応については、「自主登校教室」の申請書の「登校日」に○をつけたうえで、該当する帰宅先に○をつけてください。

9 持ち物

・上靴・弁当・水筒・マスク・自習用具・本・ハンカチ・ティッシュ

※ ゲーム類の持ち込みは禁止

10 その他

○ 登校される場合は、**毎日検温し、体温を記入した健康観察表を持参**してください。

○ 学校からの連絡があることもありますので、常に連絡が取れるようにしておいてください。

○ 学校再開準備期間（5月21日～5月26日）の登校日は、午前中で帰宅します。午後の居場所確保が困難な場合は、放課後なかよし教室を利用してください。詳細は、放課後なかよし教室からのお知らせを確認してください。